

平成 27 年 9 月 2 日

一般社団法人日本旅行業協会 様

一般財団法人自然公園財団支笏湖支部所長 木 下 宏

自然公園財団支笏湖支部が運営する駐車場利用料金の一部徴収期間の
延長について

日頃から、当財団が運営しております支笏湖駐車場をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

駐車場の利用料金につきましては、本年 7 月 1 日からバス料金に限り改定させていただいたところですが、駐車場を含む公園施設の維持管理費用等の確保のため、これまで冬期間（12 月～3 月）は休止していた料金徴収をバスに限り年間を通じて徴収させていただくこととさせていただきます。

旅行事業者の皆様には、料金改定、徴収期間延長と度重なる負担増となり大変恐縮に存じており、更に冬期間には駐車場内が大変混雑する「氷濤まつり」期間も含まれますことから、除雪体制を強化するなどの安全対策及びサービス向上に努める所存でございますので、諸事情ご賢察のうえご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、貴協会会員各位に対しまして周知していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

車 種	駐車料金	改正内容：料金徴収期間の変更
二輪車	100 円	これまで同様 12 月 1 日～3 月 31 日までは徴収休止
乗用車	410 円	
マイクロバス	1,000 円	本年 12 月 1 日からは冬期間（12 月～3 月）を含め年間を通じて徴収 ただし、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除く
大型バス	2,000 円	

参考 1： 道内では、本年 4 月 1 日から当財団が運営する摩周湖、硫黄山、登別温泉及び昭和神山の各駐車場が大型バス 2,000 円、マイクロバス 1,000 円、乗用車 500 円、二輪車 200 円に改定しています。

参考 2： 冬期間の料金徴収を休止している昭和神山駐車場では、本年 12 月からバスについて通年徴収となります。

連絡先：千歳市支笏湖温泉番外地

一般財団法人自然公園財団支笏湖支部

TEL0123-25-2453 木下